

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、学校法人駒澤学園（以下「学園」という。）の建学の精神及び日本国憲法の精神に則り、人間の尊厳と個人の特性を尊重し、人間としての倫理に沿った「正義」に基づき、学園並びに学園の各教育・研究機関に所属する教員、職員、学生及び生徒等が、仏教主義の教育・研究機関に所属するに相応しい自覚と誇りをもって、学園の内外を問わず、ハラスメント行為を「しない。させない。ゆるさない。」という風土を醸成することに努め、自らの能力を最大限に發揮できる快適な環境を保持、確保するために必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** この規程でいうハラスメントとは、教育・研究及び管理業務に関連して、一方の当事者（以下「当事者」という）が他方の当事者（以下「被害者」という。）に対し、性別、性的指向、年齢、身体的状況又は特性、出身地、家族関係、信条、国籍、民族、人種、職業、その他の社会的地位・立場等の個人の属性もしくは人格に関して、被害者の意に反する発言や行動（暴力行為、体罰等を含む）を行い、以って被害者に不利益・不快感を与え、又は個人の尊厳もしくは人格・人権を侵害することをいう。

### (規定内容)

**第3条** この規程でいうハラスメントとは、次のものをいう。

#### (1) セクシャル・ハラスメント

教育・研究・管理的業務に関連して、当事者が被害者の意に反して、性的な発言や行動を行い（社会的又は文化的な意味における場合も含め）、被害者に不利益・不快感を与え、又は個人の尊厳もしくは人格・人権を侵害すること。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動上の指導的立場にある者（以下「当事者」という）が、その指導を受ける者（以下「被害者」という）に対して、その意に反する差別的な発言や行動を行い、又はそれを繰り返し、被害者の自由で主体的な学修活動や研究活動、円滑な職務の遂行を阻害し、不利益・不快感を与え、もしくは個人の尊厳あるいは人格・人権を侵害すること。

#### (3) パワー・ハラスメント

優越的な立場にある者が、従属的立場にある者に対し、その監督、指導、育成する権限を不当に行使することにより、又はその意に反する不当な取り扱いを行い、円滑な活動を阻害し、不利益・不快感を与え、もしくは個人の尊厳あるいは人格・人権を侵害すること。

2 ハラスメントは、前項各号に規定する行為、前項各号のように明確に区分ができる、単独的に発生すると捉えること及び発言や行動の直接対象者のみに生じることと限定してはならない。

3 ハラスメントは、当事者の熱心さ、被害者との親密さ等の距離関係あるいは意思表示の有無というものではなく、言動そのものが対象であって、教職員と学生・生徒間ににおいても同様である。特に教育機関に勤務する者においては社会通念上の常識に反することがあってはならない。

### (規程の適用範囲)

**第4条** この規程の適用範囲は、常勤・非常勤の委託・派遣・嘱託・パート職員等雇用形態を問わず、役員・教職員、並びに学生、生徒、教育実習生・研修生、学生・生徒・園児の保護者・家族・親族等の関係者、及び学園業務に携わる事業所の職員等（以下「学園関係者」という）とする。

### (学園の責務)

**第5条** 学園は、第1条の目的を達成のために、駒澤学園ハラスメント対応ガイドラインを定め、学園関係者に必要な啓発活動を行い、ハラスメントについての正しい理解・認識をはかり、これを防止するとともに、ハラスメントが発生した場合には適切に対処する必要な措置を講じる体制を整備する。

- 2 学園は、学園関係者に関するハラスメントの申し出があった場合は、これに真摯に対応し、ハラスメントを排除し、被害者の労働条件、就学・就業条件等に発生した不利益を解消し、被害者の環境等の回復策を講じなければならない。
- 3 学園におけるハラスメントの啓発、防止、排除等の活動及びハラスメント発生時の処理等を統一的に行うため、ハラスメント対応委員会（以下（対応委員会）という。）を設置する。

（学園関係者等の責務）

- 第6条** 学園関係者が、自らの能力を最大限に發揮できる快適な環境を確保する上で、ハラスメントによってこれが損なわることを自覚し、防止することに努めなければならない。
- 2 学園の各関係部門においては、学園関係者自らがハラスメントの発生防止に努め、前条3項に定める対応委員会の行うハラスメントの防止啓発、排除活動に協力しなければならない。
  - 3 学園関係者は、ハラスメントの相談、申告等を受け、これを放置、無視又は妨げる等の行為があった場合、ハラスメントを容認したと認め、学内諸規程による処分の対象とすることがある。

（学園関係者の禁止事項）

- 第7条** この規程では、年齢・性別を問わず、次の行為を禁止する。

- ① 相手に対して、その意思に反して交際を求めること。
- ② 意図的に異性の身体に触ること。
- ③ 容姿、異性・同性関係、妊娠、性体験、その他相手が「気にすること」に言及すること。
- ④ 宴席等で特異な座席の指定、酒の強要、卑猥な言動、からかい等をすること。
- ⑤ 裸体・猥褻写真、ビデオ等を見せ、又は卑猥な言動により不快感を与えること。
- ⑥ 人事考課、成績評価、その他これに類する対価・地位利用による要求をすること。
- ⑦ ストーカー行為、無言電話、電子メール等の行為によって、不安、脅威等を与えること。
- ⑧ その他、前各号に準ずる行為を行うこと。

（指導的立場又は管理的立場にある者の責務）

- 第8条** 教育・研究活動上の指導的立場にある者又は管理的業務上優越的な立場にある者は、第6条に定める学園関係者の責務に基づいて、ハラスメント対応のための啓発に積極的に協力しなければならない。またハラスメント被害の申し出を放置、あるいはハラスメントを容認してはならない。

（申告、妨害の禁止）

- 第9条** 学園においては、自己の意思により学園内の相談機関又は対応委員会等に、事件の発生を申し立て、善処を求めることができ、そのことによるいかなる不利益も受けない。
- 2 学園関係者は、ハラスメント被害の申し立てを妨げてはならず、申し立てを理由として、いかなる不益な取り扱いもしてはならない。
  - 3 ハラスメントの申し立てを理由とした不利益な取り扱いがなされたとの疑義が認められた場合には、対応委員会は事実を調査の上、当事者等に当該行為の中止、その他適切な是正措置を講じることを指導しなければならない。

（守秘義務）

- 第10条** この規程に定める対応委員会の委員及びこの規程の運用等に關係する者は、職務上知り得た個人情報等を他人に知らせ、又はハラスメント防止以外の目的のために使用してはならない。

（調査協力）

- 第11条** 学園関係者等は、ハラスメントに関する事案の調査に協力を求められたときは、これに応じなければならない。また事案の調査を妨害し、拒否し、虚偽の陳述や証言をしてはならない。
- 2 前項に違反する行為があったときは、対応委員会は、常任理事会等に学内諸規程等による処分等を勧告することができる。

## 第2章 対応委員会

(対応委員会)

**第12条** 第5条第3項の定める対応委員会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 常任理事 若干名
  - (2) 総務部長
  - (3) 事案に関する実務関係者
- 2 対応委員会は、必要に応じて顧問弁護士を参加させることができる。
- 3 対応委員会は、必要に応じて隨時に開催する。
- 4 対応委員会の業務及び権限は、次のとおりとする。
- (1) ハラスメントに関する啓発・研修等に関する活動及びハラスメント防止に関する情報提供等、防止のための活動
  - (2) ハラスメント被害の審査を実施するための調査委員会の設置し、ハラスメント被害の申し立てに対する相談活動、事実確認・調査と救済対策、ハラスメント被害についての適切な措置を講じるよう常任理事会に勧告及び理事会、教授会、職員会議等のしかるべき機関に対する報告等、ハラスメント被害の処理・勧告・報告等の活動
  - (3) その他ハラスメントの防止及び被害の処理に必要な活動
  - (4) ハラスメント防止ガイドラインの改正
  - (5) ハラスメント防止啓発活動の基本方針の策定
- 5 対応委員会の事務局は、総務部が担当する。

(防止のための活動)

**第13条** 対応委員会は、学園関係者に対しハラスメントに関する意識を高め、ハラスメントのない快適な環境を確保、維持するために、ハラスメントについての内容を正しく理解・認識し、これを防止するための広報活動、講演会、研修会等を実施しなければならない。

## 第3章 ハラスメントの申し出及び解決方法等

(ハラスメントの申し出)

- 第14条** この規程の適用をうける者は、自己の自由意志に基づいて、他から何らの妨げを受けることなく、学園のいずれかの機関にハラスメントの申し立て、又は相談をすることができる。
- 2 前項の申し立て又は相談を受けた者は、速やかに申し出のあったこと、もしくはその内容を対応委員会に連絡しなければならない。
- 3 対応委員会は、前項にかかる事案について、速やかに調査委員会を設置し、事実確認・調査を実施し、調査委員会の報告に基づき申し立ての事案の審査をするとともに救済対策を講じなければならない。  
この場合、審査には当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 対応委員会及びハラスメントの被害者への対応に関する基本的事項は、別に定める。

(事案の処理・勧告・報告等の活動)

**第15条** 申し出のあったハラスメント被害の事案にかかる解決方法は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 相談 ここでいう相談とは、調査委員会が被害者からの申し出の内容に応じて助言をしながら、事案の解決策を探ることをいう。
- (2) 通知 通知とは、前号にいう相談によって事案の解決ができないときに、被害者の不利益が生じないように配慮しつつハラスメント行為の当事者に対し、その者の特定行為についてハラスメントの相談があつたことを伝え、これに関して両者の意見を聴取し、事案に関する行為を停止させるとともに、両者の同意による解決をいう。この場合における当事者の意見聴取は文書で行い、当事者及び被害者の双方が同意することを前提とする。また被害者がかかる事案についての不利益等の障害が除去され、再発や継続がないと認めた調査委員会の報告によって、対応委員会は通知の手続を終了する。
- (3) 調停 調停とは、調査委員会による事案に関する調査、事実確認、調停案作成を内容とする報告に

に基づき、対応委員会での協議を経て、両者に提示し、合意が得られて、なお再発や継続の恐れがないと認めたときに成立し解決とすることをいう。

- (4) 措置勧告 措置勧告とは、調査委員会によるハラスメントの存否の事実確認及び調査結果に基づき、被害者が適切な措置を求めるとき、又は対応委員会が調査結果を審議し措置が必要と認めたとき、常任理事会等の関係機関にその実施を勧告することをいう。
- (5) 研修 研修とは前各号の措置により、被害者に対するハラスメントの反復、報復行為を防止するために、対応委員会はハラスメントに関する研修等を受けさせることをいう。

(終結の目途)

**第16条** 前条に定める解決方法において、対応委員会が正当な理由があると認めるときは、かかる事案の解決法を反復及び重度することができる。この場合における延期の期間は、対応委員会が妥当と認める期間をいう。

(解決措置の実施)

**第17条** 対応委員会は、第15条各号に定める相談、通知、調停、措置勧告に従って、常任理事会の議を経て、事案の措置を図るとともに、問題の解決のため以下の方法をとることができる。

- (1) 当事者に対し、当該の行為をやめさせるため、暫定措置として自宅待機を命じること
  - (2) ハラスメント被害の申し立てに対する調査と事実確認及び措置対策を講じること
  - (3) 当事者に対し、調査と事実確認を行い、説明の機会を与えること
  - (4) 当事者に対し、被害者への謝罪及び誓約をさせること
  - (5) 当事者に対する懲戒規定の適用を検討し、措置について勧告すること
  - (6) 当事者・被害者、双方の関係の改善及び被害者の労働条件、就学・就業条件等の不利益が存在すると認められるときは、その回復策を講じること
  - (7) その他必要と認められる措置を講じること
- 2 この規程に定めるハラスメントの被害者を早期に救済するために、解決の諸策を常任理事会において審議し、理事会には事後報告とができる。
- 3 学園教職員が、第6条及び第7条の規定に違反した場合は、「学校法人駒澤学園就業規則」の定める懲戒規程に基づき、理事会の決定により、それぞれ相当の処分を行う。

(その他)

**第18条** この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止、啓発及び措置等に関する必要なことは、対応委員会が定める。

### 第3章 改 廃 等

(規程の改廃)

**第19条** この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 平成20年9月29日に制定し、平成20年10月1日から施行する。

2 この規程の施行により、平成11年4月1日より施行の「学校法人駒澤学園セクシャル・ハラスメント防止規程」は廃止する。